

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当します。

平成29年8月29日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

(1) 事業名称

愛知県営東浦住宅PFI方式整備等事業

(2) 事業場所

愛知県営東浦住宅（知多郡東浦町大字石浜字三本松1-1他）

(3) 事業概要

ア 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、事業者のうちPFI法第8条第1項の規定により特定事業を実施する民間事業者として選定された者が自らの提案をもとに施設の設計及び建設を行った後、県に施設の所有権を移転する方式（BT：Build Transfer）により整備を行う本体事業と、事業者のうち用地活用業務に当たる企業が民間施設等の整備を行う付帯事業を一体的に行うこととします。

イ 契約期間

契約締結日から平成35年3月まで

ウ 事業範囲

入札説明書等で示す事業範囲とします。

2 競争参加資格

応募する者は、施設の設計、建設、工事監理及び用地活用の能力を有する複数の企業から成る応募グループを構成することとし、応募グループ及びその構成員の参加要件及び資格要件は次のとおりとします。

(1) 応募グループ及び構成員の参加要件

応募グループの構成員はいずれも、参加申込書及び入札参加資格審査申請書等（以下「参加書類」という。）の受付時において、次に掲げる要件を満たすこととします。

なお、応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員として本入札に参加できないものとします。

応募グループは、参加書類において、本事業に係る各業務に携わる応募グループの構成員の企業名及びそれぞれが携わる業務を明記することとします。また、参加書類には代表企業を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこととします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ PFI法第9条に規定する欠格事由に該当しない者であること。

エ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決

定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

カ 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人若しくはその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。）又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者として別に入札説明書等で定める者でないこと。

なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人は、次に示すとおりです。

- ・株式会社地域経済研究所
- ・株式会社地域計画建築研究所
- ・弁護士法人御堂筋法律事務所

キ 県が設置する愛知県営東浦住宅PFI方式整備等事業に関する事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者として別に入札説明書等で定める者でないこと。

ク 応募グループの間に、別に入札説明書等で定める資本関係又は人的関係があると認められる関係がないこと。

(2) 応募グループの構成員の資格要件

応募グループの構成員のうち本体事業の各業務に当たる者は、参加書類受付時において次に掲げる要件を満たすこととします。ただし、ア(ア)、イ(イ) a及びウ(ウ)に掲げる要件を満たしていない者も参加書類を提出することができます。この場合にあつては、入札書類を提出する日において当該要件を満たすことが確実と見込まれる場合に限ることとし、当該要件に関しては建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受け、同法第27条の29第1項の規定に基づく総合評価値通知書に記載されている該当する工事業の総合評価値を参考にして、参加書類を作成し提出するものとします。

なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施できるものとします。

ア 設計業務に当たる企業

設計業務に当たる企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、全ての企業が次の要件を満たしていること。

- (ア) 平成28年度及び平成29年度愛知県建設部入札参加資格者名簿（以下「参加者名簿」という。）のうち、「建築設計」に登録されていること。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 元請として、過去15年間（平成14年4月1日から参加書類を提出する前日まで。以下同じ。）に、完成し、引渡しが完了した次のa又はbの工事に係る実施設計業務の実績があること。なお、設計共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限るものとする。
 - a 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
 - b 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
- (エ) 設計業務に当たる企業のいずれかと直接的かつ恒常的に雇用関係があり、かつ、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。
- (オ) 配置予定の管理技術者は、過去15年間に、完成し、引渡しが完了した(ウ)のa又はbの工事に係る実施設計業務の実績を有していること。

イ 建設業務に当たる企業

- (ア) 建設業務は、3者以上の企業で当たること。
- (イ) 建設業務に当たる企業は、次の要件を満たしていること。なお、a、e、f及びgについては、電気工事に従事する企業にあつては「建築工事業」とあるのは「電気工事業」と、「建築物の新築又は増築工事」とあるのは「建築物の新築又は増築工事に係る電気工事」と、管工事に従事する企業にあつては「建築工事業」とあるのは「管工事業」と、「建築物の新築又は増築工事」とあるのは「建築物の新築又は増築工事に係る管工事」とそれぞれ読み替えるものとする。

- a 参加者名簿のうち、「建築工事業」に登録されていること。
 - b 建築工事に従事する企業が参加するときは、参加者名簿において認定された建築工事業の経営事項評価点数が730点以上の者であること。
 - c 電気工事に従事する企業が参加するときは、参加者名簿において認定された電気工事業の経営事項評価点数が870点以上の者であること。
 - d 管工事に従事する企業が参加するときは、参加者名簿において認定された管工事業の経営事項評価点数が860点以上の者であること。
 - e 建設業法第3条第1項の規定による建築工事業についての特定建設業の許可を受けていること。
 - f 元請として、過去15年間に、完成し、引渡しが完了した次の(a)又は(b)の工事に係る建設業務の実績があること。
 - (a) 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
 - (b) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の工事に限るものとする。
 - g 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を建設業法第26条に定める監理技術者として専任で配置できること。
 - h 配置予定の技術者は、過去15年間にfに掲げる工事を監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。なお、工事の途中で交代のあった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した場合に限り認める。
 - i 配置予定の監理技術者は、建設業務に当たる企業のいずれかと直接的かつ恒常的に雇用関係があること。
- (ウ) 建設業務に当たる企業は、次の要件を満たす者がそれぞれ1者以上参加すること。ただし、電気工事業又は管工事業と次の要件を満たす建築工事業とを兼ねる場合は、(イ)のe、f、g及びhの要件を建築工事業として満たしていること。
- a 参加者名簿において認定された建築工事業の経営事項評価点数が1,200点以上の者であること。
 - b 参加者名簿において認定された建築工事業の経営事項評価点数が920点以上の者であること。
 - c 参加者名簿において認定された建築工事業の経営事項評価点数が730点以上920点未満の者であること。
- ウ 工事監理業務に当たる企業
- 工事監理業務に当たる企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、全ての企業が次の要件を満たしていること。
- (ア) 参加者名簿のうち、「建築設計」に登録されていること。
 - (イ) 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (ウ) 元請として、過去15年間に、完成し、引渡しが完了した次のa又はbの工事に係る工事監理業務の実績があること。なお、工事監理共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限るものとする。
 - a 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
 - b 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事
 - (エ) 工事監理業務に当たる企業のいずれかと直接的かつ恒常的に雇用関係があり、かつ、一級建築士である管理技術者（工事監理業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。
 - (オ) 配置予定の管理技術者は、事業用地において事業者が新たに整備する県営住宅等の工事期間中は専任とすること。
 - (カ) 配置予定の管理技術者は、過去15年間に、完成し、引渡しが完了した(ウ)のa又はbの工事に係る工事監理業務の実績を有していること。

エ 応募グループの構成員の変更

応募グループの構成員が、参加書類受付日から落札者決定前までに(1)及び(2)アからウまでの要件を欠く事態が生じた場合は、失格とすることがあります。

参加書類受付以降、応募グループの構成員の変更は認めませんが、県が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員については変更することができるものとします。

3 入札説明書等の公表方法等

(1) 入札説明書等の公表方法

愛知県建設部建築局公営住宅課のウェブページ (<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/koeijutaku/higashiurapfi.html>) において、平成29年8月29日(火)から公表します。

(2) 参加書類の提出

ア 期間

平成29年10月2日(月)から平成29年10月13日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所

愛知県建設部建築局公営住宅課

名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)

ウ 方法

持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県建設部建築局公営住宅課計画・指導グループに平成29年10月13日(金)午後5時までに必着とします。

(3) 入札及び開札の予定日時及び場所等

ア 日時

平成29年12月1日(金) 午後2時

イ 場所

愛知県自治センター地下2階 愛知県入札室

名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)

ウ 入札書の提出方法

持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県建設部建築局公営住宅課計画・指導グループに平成29年11月30日(木)午後5時までに必着とします。

(4) 事業提案書の提出

ア 日時

平成29年12月1日(金) 午後2時

イ 場所

愛知県自治センター地下2階 愛知県入札室

名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)

ウ 方法

持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県建設部建築局公営住宅課計画・指導グループに平成29年11月30日(木)午後5時までに必着とします。

(5) 問合せ先

愛知県建設部建築局公営住宅課計画・指導グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)

電話 (052) 954-6573

4 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定します。

また、落札者決定基準については、入札説明書等で示します。

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 入札の無効

愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 152 条（入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

詳細は、入札説明書等によります。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract: Design, construction, construction supervision, and site utilization of the Aichi Prefectural Higashiura housing site, under the PFI-BT method.

(2) Deadline for application: Please submit application forms by 5:00 p.m., October 13, 2017.

(3) Date of bidding: 2:00 p.m., December 1, 2017 (Postal bids should reach us by 5:00 p.m., November 30, 2017.)

(4) Contact point: Public Housing Division, Housing Office, Department of Construction, Aichi Prefectural Government.
3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan
Tel. 052-954-6573(Planning and Guidance Group)